

まずは**点検**、そして**対策**！

ブロック塀を改修することで、安全・安心なまちづくりにつながります。

あなたの家の塀は 安全ですか？

地震等による災害を未然に防止するため、危険性があると認められるブロック塀の撤去等について補助制度を設けていますので、お気軽にご相談ください。



補助金額

耐震化に要する経費（業者見積/消費税除く）に補助率を乗じた金額
※補助金の交付は施工業者への工事費用のお支払い後となります。

撤去：上限20万円 設置：上限30万円
⇒合計上限額 50万円

補助率

業者見積額に乗じる率

通学路 100%
通学路以外 50%

補助例

例1) 通学路に面している場合

耐震化工事費が50万円の場合（撤去費20万円、設置費30万円）

撤去費：20万円×100%＝20万円

設置費：30万円×100%＝30万円 ⇒ 市の補助金は合計50万円となります。

例2) 通学路以外に面している場合

耐震化工事費が50万円の場合（撤去費20万円、設置費30万円）

撤去費：20万円×50%＝10万円

設置費：30万円×50%＝15万円 ⇒ 市の補助金は合計25万円となります。

委任払い制度

支払いについて、市から補助された金額を差し引いて業者に支払う制度を設けています。詳細については、下記の連絡先までお問い合わせください。

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助事業の対象

ブロック塀等点検表により危険性があると認められるブロック塀等を所有又は管理している方で、次の項目全てに該当する方が対象になります。

- (1) 通り抜けできる道路に面している
- (2) 市税を滞納していない
- (3) 高さ60センチメートル超のブロック塀等を撤去し、おおむね40センチメートル以下にする工事（撤去部分へのフェンス等の設置は可）
- (4) 市内施工業者が行う工事（市内に本社又は支社の所在地を有する法人又は個人）
- (5) 着工予定の工事（着手済みは対象外）

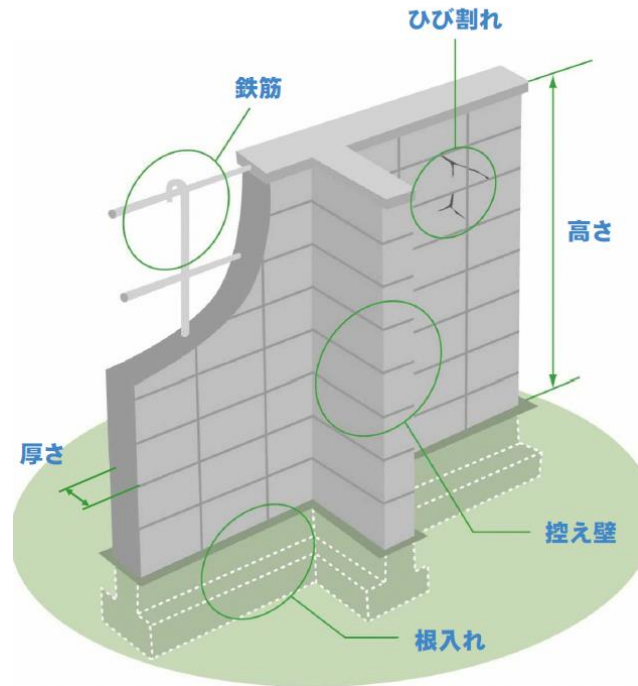
※工事は、交付決定年度の完了が補助条件となります。

ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者の責任となりますので、適切な管理に努めていただくためにぜひこの補助制度を活用ください。



お問い合わせ先
綾瀬市役所 都市計画課 計画調整・開発指導担当
電話 0467-70-5625（直通）

次の「ブロック塀等点検表」を使って、ご自宅のブロック塀が安全かチェックしてみましょう！
1つ以上不適合がある場合は、専門業者に相談しましょう！



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

以下のチェック項目について、適合するものについては○、不適合のものについては×をつけてください。なお、目視等で判断できない項目については、不適合となります。

ブロック塀			組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）		
	項目	チェック欄		項目	チェック欄
1	塀の高さは 2.2m 以下か		1	塀の高さは地盤から 1.2m 以下か	
2	塀の厚さは 10cm 以上か（塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合には 15cm 以上）		2	塀の厚さは十分か	
3	控え壁はあるか（塀の高さが 1.2m 超の場合）（塀の長さ 3.4m 以下ごとに塀の高さの 5 分の 1 以上突出した控え壁があるか）		3	控え壁はあるか（塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか）	
4	基礎があるか（コンクリートの基礎があるか）		4	基礎があるか（コンクリートの基礎があるか）	
5	塀は健全か（塀に傾き、ひび割れ等はないか）		5	塀は健全か（塀に傾き、ひび割れ等はないか）	